

① 全体

② 調査

③ 発行

④ 支援

発災から

10日後～

被災認定調査

被災認定調査とは、地震等の災害により被災した住家の「被害の程度」を認定することをいい、区市町村が実施します。区は、この認定結果に基づいて、被災者の皆さんに「罹災証明書」を交付します。

■ 調査における2つのポイントと被害の程度について

① 公平公正

公平で公正な被災認定調査を実施します。

被害の認定は、国が定める基準に基づいて公平公正に行います。屋根、壁等の経済的被害(損害割合)に基づき、被害の程度を認定します。



(国の調査方法)



(住家の傾斜の計測)

(出典：内閣府HP)

② 区分判定

[全壊]・[大規模半壊]・[中規模半壊]・[半壊]・[準半壊]・[一部損壊]の6区分で

判定を行います。

被害の程度	区分判定					
	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

(写真出典元：内閣府HP、国立研究開発法人 防災科学技術研究所HP)

★ 応急危険度判定とは別の調査です。

応急危険度判定とは、建物の倒壊や部材の落下などによる二次災害を防止するための調査です。発災直後から始まり、2週間程度の期間で実施されます。被災認定調査とは目的と実施時期が異なる調査です。応急危険度判定で「危険」と判断されても、被災認定調査で「全壊」になるとは限りません。



応急危険度判定用のステッカー
※建物に貼って周辺の安全性を示します